

ツキノワグマ

- 1 種名
和名 ツキノワグマ（哺乳綱ネコ目クマ科）
学名 *Ursus thibetanus*
- 2 概要
東アジア、本州、四国の冷温帯落葉広葉樹林（ブナ林）を中心に生息し、木の実や若芽、草、昆虫などを餌とする。越冬場所としてブナや天然スギ、岩穴等を利用する。冬眠中に1～2頭を出産。西日本では生息環境の消失や捕獲圧により減少している。
- 3 指定要件
紀伊半島（三重・奈良・和歌山）における生息個体数が180頭以下であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成15年三重県規則第37号。以下「規則」という。）第19条第1項第4号の「個体群の成熟個体数が250未満であると推定されるものであること」に該当する。
- 4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項(条例第20条第2項関係)
条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。
(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可がされない場合
- 5 捕獲等の届出の適用除外(条例第20条第6項第2号関係)
条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。
(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による捕獲等の許可を受けた場合
- 6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査(規則第23条第2号)
規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。